



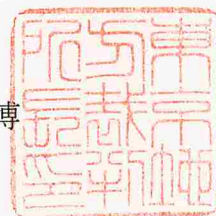
東地裁総第1567号

令和3年6月23日

山中理司様

東京地方裁判所長 後藤

博



司法行政文書開示通知書

令和2年4月10日付け（同月13日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和2年4月15日付け東京地方裁判所立川支部庶務第一課庶務係事務連絡「裁判実務修習について」（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話03（3581）2733（ダイヤルイン）

令和2年4月15日

第73期司法修習生 各位（1班；3班）

東京地方裁判所立川支部庶務第一課庶務係

裁判実務修習について（事務連絡）

標記修習について、4月23日（水）から開始しますが、当面自宅学修期間となる見込みです。自宅学修の課題及び今後の裁判所への登庁日等については、おって連絡します。

なお、不明な点については、下記連絡先まで照会してください。

記

連絡先

東京都立川市緑町10-4

東京地方裁判所立川支部庶務第一課庶務係

電話 XXXXXXXXXX（直通）